

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 体制加算等届出添付書類

【提出期限】

加算算定月の前月 15 日まで（15 日が休庁日の場合は直前の開庁日まで）【必着】

※書類の届出が締切日を過ぎた場合、翌々月以降の算定開始になります。

【体制届に必要な書類】

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1－3－2）
3. 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

介護給付費算定に係る体制等	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
特別地域加算	・ 添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	・ 添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	・ 添付書類なし
緊急時訪問看護加算	・ 緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙 1 6）
特別管理体制	
ターミナルケア体制	
総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	・ 総合マネジメント体制強化加算に係る届出書（別紙 4 2）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	・ 認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙 1 2）
口腔連携強化加算	・ 口腔連携強化加算に関する届出書（別紙 1 1）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 1 4） ・ 有資格者等の割合の参考計算書（別紙 7－2）
介護職員等処遇改善加算	・ 処遇改善計画書 ※算定しようとする月の前々月の末日までに提出してください。 ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。

※ 必要な添付書類については、今後添付書類の追加をお願いすることがあります。